

第 3 期和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

まち・ひと・しごと創生総合戦略とは

- まち・ひと・しごと創生法において、人口減少への対応や活力ある日本社会の維持をめざすため、市町村においても策定に努めることとされているもので、戦略に位置付けた事業は新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）の申請が可能。
- 策定にあたっては、幅広い層の住民をはじめ、産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・士業（産官学金労言士）等の多様な主体の参画が重要（「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」より。以下「ガイドライン」という。）。
- 計画期間における数値目標（K P I）を設定することとされている。

（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）
第 10 条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

これまでの策定について

- 第 5 次総合計画と同時期に作成（第 1 期、第 2 期）。
- 第 1 期、第 2 期の策定については、第 5 次総合計画の中から、総合戦略の目的に合致する項目を抜粋し作成。
- ガイドラインにおいて、総合戦略は基本的に単独で策定することが適切とされているため、本市でも別冊として策定を見込むもの。
- 第 3 期総合戦略についても、上記と同様の方針にて策定していくが、第 6 次総合計画は基本構想のみで具体的事業は持たないことから、次期和泉創発プランからも必要な内容を取り入れる予定。

策定スケジュール

- 第 6 次総合計画、次期和泉創発プランの内容をベースとするため、両計画の骨子案を踏まえ、総合戦略の策定作業を進める。
- 令和 7 年第 3 回定例会において、素案を報告した上で、総合計画審議会への諮問及びパブリックコメントを経て、令和 8 年第 1 回定例会に報告後、策定予定。

